

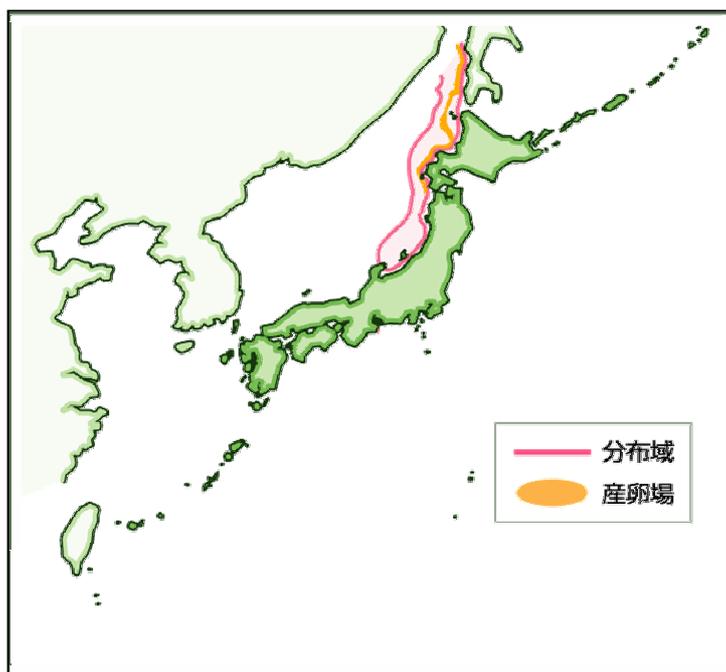
スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画

平成19年3月29日公表

1. 資源の現状と資源回復の必要性

(1) 対象資源の資源水準の現状

スケトウダラ日本海北部系群は、能登半島からサハリン西岸にかけて分布しており、産卵場は檜山沿岸、岩内湾、石狩湾、雄冬沖、武蔵堆、利尻島・礼文島周辺とされている。なお、現状において我が国とロシア双方の水域間における資源の交流は少ないと考えられ、双方はそれぞれの水域内に分布する魚を利用している状況と考えられる。

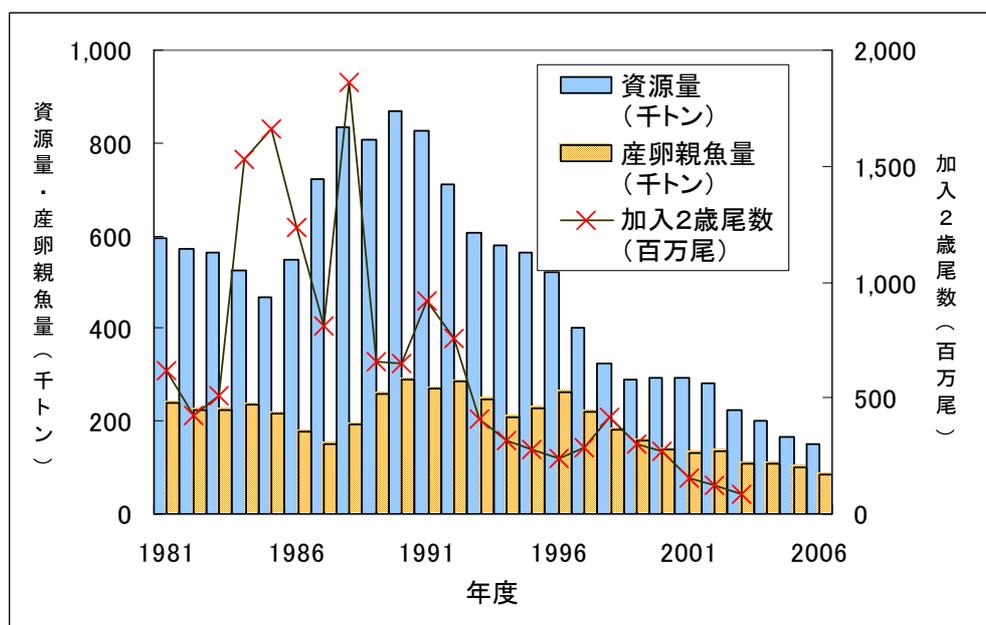


スケトウダラ日本海北部系群の分布

資料：平成18年度我が国周辺水域の漁業資源評価：水産庁増殖推進部、
独立行政法人水産総合研究センター

その資源量は、1987～1991年度の間は、卓越年級群の発生により72～87万トン（年度は4月～翌年3月。資源量は推定値。以下同じ。）と高水準にあったが、1992年度以降は減少傾向を示しており、2006年度には15万トン程度にまで減少した。1998年級群の資源量は近年では比較的高水準であったものの、4歳時（2002年度）に多獲され、以降は他の年級群と同程度の水準にまで低下しており、資源水準は低位と判断される。

同様に、本系群の産卵親魚量及び加入量（2歳魚時点の資源量）についても、近年、低い水準で推移しており、特に、2003年度から2005年度の3年間の産卵親魚量は概ね10万トン、2006年度においては8万5千トンと最低量を更新する状況となっている。このため、現在の漁獲圧が継続されると、資源動向は減少傾向を続けると考えられている。



スケットウダラ日本海北部系群の資源量・産卵親魚量・
加入量（2歳時尾数）の推移（推定値）

（注：加入2歳尾数は、加入年級群が0歳時の年度にずらして表示）

資料：平成18年度我が国周辺水域の漁業資源評価：水産庁増殖推進部、
独立行政法人水産総合研究センター

（2）漁獲量の推移と資源回復の必要性

本系群における漁獲量は、1970～1992年度までは8万～16万トン程度の間で増減を繰り返していたが、1993年度以降は急激に減少し、2004年度には3万4千トン、2005年度には2万6千トンにまで落ち込んだ。これは、沖合底びき網漁船の隻数が1986年と比べ1／5まで減少したことで資源量の減少が主な原因と考えられ、沿岸漁業の漁獲量も漸減傾向で推移している。

本系群は、近年ではほとんどが北海道の漁業で漁獲されており、本州の漁獲量はわずかとなっている。

また、1998年度以前は北海道周辺海域において韓国トロール漁船による操業も行われていた。1987年度以降の操業については、その漁獲量の報告を韓国側から受けているが年間0.2万～1.9万トンであった。

本系群は、これまで沖合底びき網漁業、沿岸漁業ともに自主的に様々な資源管理の取組を行っているにもかかわらず、1990年度をピークに資源量は減少を続け、産卵親魚量についても過去最低の水準を更新するという厳しい状況となっているが、今後、資源を安定的、かつ、持続的に利用し、地域漁業の持続と発展に資するためには、これまで以上に積極的な取組を行うことにより資源の回復を図っていく必要がある。

2. 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

本系群を漁獲する漁業は、主として沖合底びき網、はえ縄、刺し網漁業であり、主漁場は北海道日本海側となっている。沖合底びき網漁業では、主として総トン数160トン型の漁船に17名前後の乗組員が乗船して、前浜や武蔵堆周辺を主漁場として索餌回遊している魚群を漁獲対象としている。沿岸漁業では、主として20トン未満の漁船に3～5名が乗船して、檜山～後志地方沿岸を主漁場として、はえ縄、刺し網漁業等によって主に産卵のために産卵場へ回遊する魚群を漁獲対象としている。また、本州の日本海北部海域の主な漁業は底びき網等である。

なお、1998年以前は韓国大型トロール漁船が我が国の周辺海域にて操業を行っていたが、1999年の日韓漁業協定の締結以降操業は行われていない。

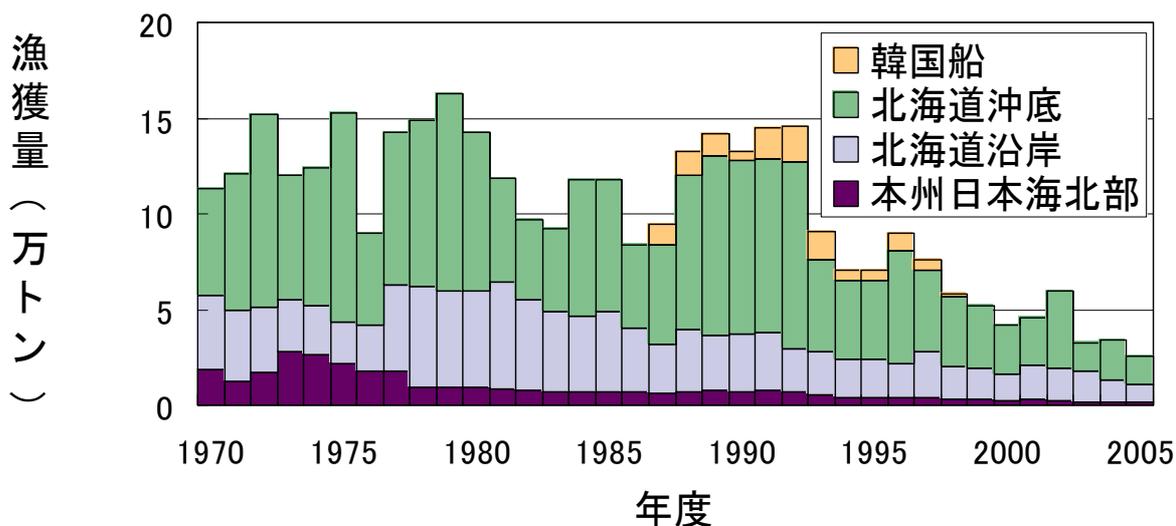
また、北海道日本海海域を主漁場とする沖合底びき網漁船は、1986年90隻に漁業許可がなされていたが、1999年からの資源管理型減船等により現在の許可隻数は18隻と大幅に減少している。

○ 日本海海域を主漁場とする道県別・漁業種類別許可隻数の現状

(平成18年1月1日現在)

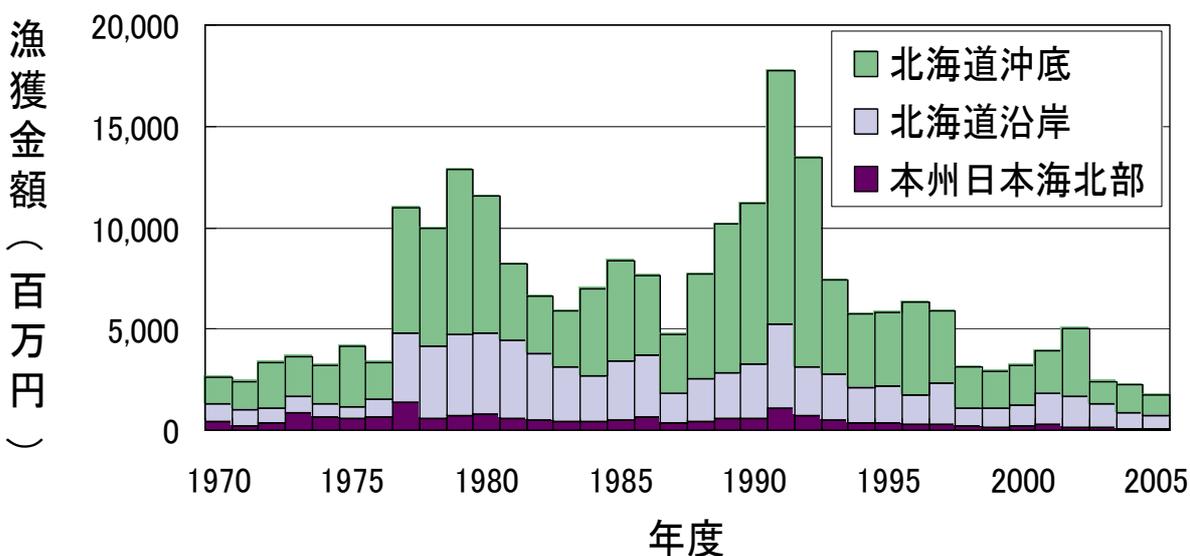
道県名	漁業種類	管理区分	操業期間	漁船規模	許可隻数
北海道	沖合底びき網	大臣	周年 (6/16～9/15を除く)	160トン型	18
	すけとうだらはえ縄	知事	11/1～3/31	20トン未満 型中心	100
	すけとうだら固定刺し網	知事	10/1～6/30	20トン未満 型中心	108
青森県	沖合底びき網	大臣	周年 (7/1～8/31を除く)	19～55トン 型	5
秋田県	沖合底びき網	大臣	周年 (7/1～8/31を除く)	19～35トン 型	14
	小型底びき網	知事	周年 (7/1～8/31を除く)	14トン型	21
山形県	沖合底びき網	大臣	周年 (7/1～8/31を除く)	19トン型	1
	小型底びき網	知事	周年 (7/1～8/31を除く)	4～14トン 型	58
新潟県	沖合底びき網	大臣	周年 (7/1～8/31を除く)	19～29トン 型	4
	小型底びき網	知事	周年 (7/1～8/31を除く)	4～14トン 型	153
	すけとうだらはえ縄	知事	4/1～8/31	1～9トン型	28
石川県	沖合底びき網	大臣	周年 (7/1～8/31を除く)	20トン型中 心	21
	小型底びき網	知事	周年 (7/1～8/31を除く)	8トン型中 心	153
	すけとうだらはえ縄	知事	4/1～8/31	5トン型中 心	17

② 漁獲量、漁獲金額の推移



スケトウダラ日本海北部系群の漁獲量の推移

資料：平成18年度我が国周辺水域の漁業資源評価：水産庁増殖推進部、
独立行政法人水産総合研究センター（2002年度以前の本州日本海北部は年計。
2005年度は暫定値。）



スケトウダラ日本海北部系群の漁獲金額の推移

資料：前記漁獲量と「水産物流通統計年報」（農林水産省）の産地価格から推計（2005年の産地価格は未発表のため2004年の価格を使用。1987～1998年度の韓国船による漁獲は除いている。）

③ 漁業形態及び経営の現状

本系群の漁獲に係る北海道の沖合底びき網漁業は、主にホッケ、スケトウダラを漁獲の対象とする専業で、操業海域は、主に前浜及び武蔵堆である。漁獲量に占めるスケトウダラの割合は、数量・金額ともにホッケに次いで第

2位であるが、スケトウダラはホッケよりも単価が高いため沖合底びき網漁船にとって重要な魚種となっている。

また、北海道の日本海沿岸においては、冬期間、すけとうだらはえ縄漁業及びすけとうだら固定刺し網漁業により漁獲されている。近年、檜山地区のすけとうだらはえ縄においては、過剰な漁獲競争を防ぐため収益を一定のルールに基づき再配分するプール制を行っておりこれによって各船の水揚げが均一化され地区全体としての経営の安定にもつながっている。その他スケトウダラを主目的としない刺し網漁業や定置網漁業等においても一部混獲されている。

本州の日本海北部海域においては、北海道に比べて漁獲量は非常に少ないものの、沖合底びき網漁業及び小型底びき網漁業を主体として、はえ縄、刺し網漁業等でも漁獲されている。

④ 消費と流通の現状

スケトウダラの大部分は、すり身等加工されてかまぼこ等の練り製品の原料として利用されている。「たらこ」の原料である卵をもった雌は高い価格で取引される。

近年、北海道においては、漁獲量に頼らずに漁獲金額を確保できるよう韓国向けの鮮魚出荷等の魚価を高めるための取り組みが行なわれている。沖合底びき網漁業者団体では、フライ等の新たな加工品や鮮魚での国内消費の拡大に向けて水産加工業者、生協や外食チェーンと組んで商品開発や販売促進を図っている。北海道の檜山地区においては、八雲町（旧熊石町）の海洋深層水を使って魚体を洗浄してから出荷する等の付加価値の向上に努めており、近年では1日当たり45トン程度を出荷している。本州関係県においても、地元や隣県等向けに鮮魚出荷を行っている。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

スケトウダラは、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき第1種特定海洋生物資源に指定されており、年間の漁獲量の上限であるTAC（漁獲可能量）が設定されている。関係漁業者は、TACを管理するための協定を締結している。

さらに、北海道海域における関係漁業者は、資源管理協定を締結して「海洋水産資源開発促進法」に基づく認定を受けており、これに基づきスケトウダラの体長制限等を行っている。

別添：資料1 スケトウダラに関する公的規制措置

資料2 スケトウダラに関する自主的規制措置

② 遊漁の現状

スケトウダラは、遊漁の対象となっていない。

③ 資源の積極的培養措置

スケトウダラの積極的培養措置は、実施されていない。

④ 漁場環境の保全措置

スケトウダラの漁場環境の保全措置は、実施されていない。

3. 回復計画の目標

本系群においては、資源量の維持、増大に関して卓越年級群の発生が大きな役割を果たしてきたと考えられている。しかしながら、1989年度以降、再生産の状況が悪化し、韓国トロール船操業の撤退に加え、我が国沖合底びき網漁業や沿岸刺し網、はえ縄漁業において自主的管理措置が行われてきたにもかかわらず、資源の減少傾向が続いている。近年では、産卵親魚量が過去に卓越年級群の発生をみた最低水準及び1989年度以降では比較的再生産が安定していた産卵親魚量（2000年度水準）を大きく下回ったものと推定されていることから、今後可能な限り漁獲量の抑制を行うことにより、現時点における資源量からの減少を防ぐことが必要との科学的知見が示されている。

一方、本資源の再生産の低迷が続いている状況の下、漁業経営に及ぼす影響を考慮した場合、産卵親魚量を短期間で増加させ得るような措置をとることは困難である。

このため、漁業経営を維持継続しつつ実施可能な最大限の漁獲抑制措置をとることにより、資源の減少に歯止めをかけることを目標とする。

4. 資源回復のために講じる措置と実施期間

(1) 漁獲努力量の削減措置

本計画策定から平成24年3月までの間において、以下の資源回復措置を実施する。

① 北海道沖合底びき網漁業

スケトウダラを目的とした操業を一部削減（年間総操業隻日数の1割削減）するとともに、小型魚の漁獲割合が一定量を超えた場合や総水揚量が一定量を超えた場合は操業を自粛する。また、資源の良好な加入が確認された場合には、期間を定めた休漁等の検討を行い実施する。

② 北海道沿岸漁業（すけとうだら固定刺し網漁業、すけとうだらはえ縄漁業）

産卵親魚の保護等、従来から行っている資源管理措置を充実する。

③ 本州日本海北部漁業（スケトウダラを漁獲対象としている漁業）

現状の操業を維持し、漁獲努力量が高まるような操業は行わないよう努める。

(2) 資源の積極的培養措置

措置なし。

(3) 漁場環境の保全措置

措置なし。

5. 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

資源回復を実現するため、操業自粛等の措置に加え海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく措置（TAC）を実施するとともに、必要に応じて、漁業法に基づく委員会指示等の検討を行うこととする。

6. 資源回復のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

資源回復措置の実施に伴う休漁等により、漁獲努力量の削減措置に係る支援が生じる場合は、資源回復等推進支援事業の活用を検討し、必要に応じて支援を行う。

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

措置なし。

(3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置

措置なし。

7. 資源回復措置の実施に伴う進行管理

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

国及び関係道県は、資源回復措置の実施状況を毎年把握し、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう関係者を指導する。

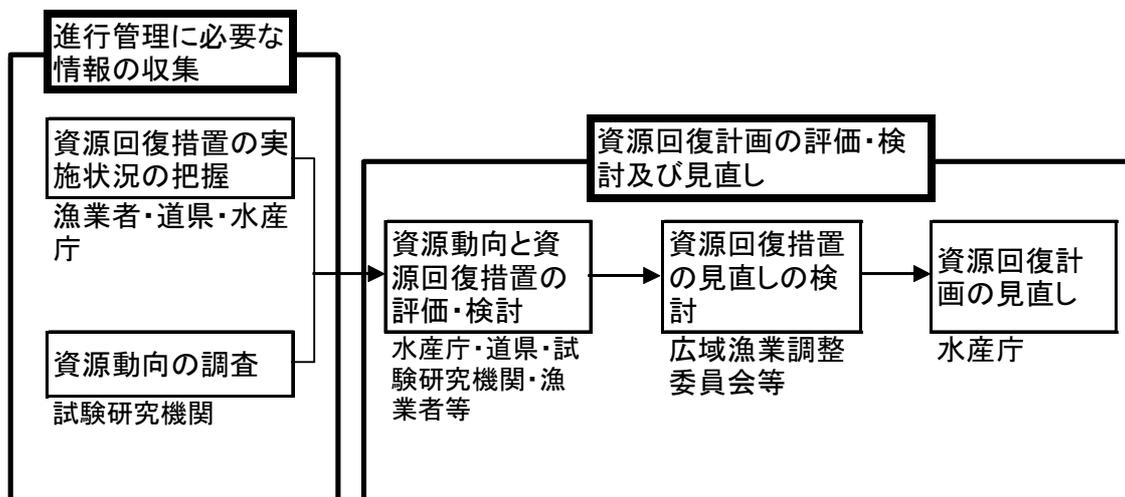
(2) 資源動向の調査

国及び関係道県は、連携して対象資源について調査・評価体制を構築して資源状況の把握に努める。

(3) 資源回復措置の見直し

国は、毎年の資源調査及び評価、漁獲状況や資源回復措置の実施状況を踏まえて資源回復計画の評価検討を行い、必要に応じて計画内容の変更を行う。

(4) 進行管理に関する組織体制



8. その他

本計画は、国民に対する水産物の安定供給に寄与するため、漁業者による漁獲努力量削減の取組により資源の回復を図っていくものであることから、国民の理解を得つつ需給関係にも配慮しながら進めていくこととする。